

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ユアテック 代表者名 取締役社長 佐竹 勤

(コード: 1934 東証 第1部)

問合せ先 上席執行役員総務部長 棚木 裕司

(TEL: 022-296-2111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第101回定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即すとともに、今後の事業展開等を勘案し、現行定款第2条(目的)を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第34条(取締役の責任免除)および第44条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第34条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 24 日 (水)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款

変 更 案

### 第1章 総 則

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと目的とする。

 $1 \sim 2$ . (省略)

3. 風力等による発電電力の販売

4~14. (省略)

# 第4章 取締役および取締役会

(取締役の責任免除)

第34条(省略)

2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を 締結することができる。

### 第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第44条(省略)

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を 締結することができる。

## 第1章 総 則

(目 的)

第2条(現行どおり)

 $1 \sim 2$ . (現行どおり)

3. 発電および電気の供給に関する事業

4~14. (現行どおり)

# 第4章 取締役および取締役会

(取締役の責任免除)

第34条(現行どおり)

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定 める額を限度とする旨の契約を締結することが できる。

### 第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第44条 (現行どおり)

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間で、同法第423条第1項の責任を法 令に定める額を限度とする旨の契約を締結する ことができる。